

県税窓口受付等業務委託公募型プロポーザル審査要領

県税窓口受付等業務委託に係る公募型プロポーザルの審査に関する要領を次のとおり定めます。

1 審査委員会等の設置

- (1) 県税窓口受付等業務委託に係る公募型プロポーザルの審査を適正かつ公正に行うため、「県税窓口受付等業務委託公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。
- (2) 審査委員会は別に指名する4名の奈良県職員によって構成します。
なお、審査委員会は委員の過半数の出席をもって開催します。
- (3) 審査委員会の事務局は奈良県税務課に設置します。

2 業務提案書の評価

- (1) 審査委員は、下記3に定める評価項目及び評価基準に従って、業務提案の内容を審査し、評価の対象となる評価項目ごとに5段階評価（⑤大変優れている、④優れている、③普通、②やや劣っている、①劣っている。）を行います。
- (2) 上記5段階評価については評価項目ごとの配点に対し、⑤大変優れている（100%）、④優れている（80%）、③普通（60%）、②やや劣っている（40%）、①劣っている（20%）として採点します。

3 評価項目及び評価基準ならびに評価点配分

公告の別紙1のとおり

4 審査の手順

- (1) 業務提案書は、提案者名を表示せず令和6年7月30日（火）〈予定〉に各審査委員に配布します。
- (2) 審査委員は、業務提案の内容を審査し、別紙1の評価表に5段階評価を記入します。
- (3) 評価項目のうち「過去の受託実績」、「見積価格」については、事務局において確認のうえ採点し、記入します。
- (4) 令和6年8月2日（金）の審査委員会において、各審査委員の採点結果を別紙2及び別紙3の集計表に転記し、評価得点の合計点が、評価得点の満点（以下「総得点」という。）の6割以上の者で、最も高い者を最優秀提案者として特定します。この段階で、提案者名を審査委員に公表します。
- (5) 評価得点の合計が同点の場合は見積額が低い者を最優秀提案者として特定します。
- (6) 見積額が同額の場合は、後日対象者を呼び出し、くじにより最優秀提案者として特定します。

- (7) 1者のみの参加の場合、当該1者のみで審査の手続きを実施し、評価得点の合計が総得点の6割以上の場合、最優秀提案者として特定します。
- (8) 2者以上の参加で審査を実施したのち、最優秀提案者として特定された者（以下「特定者」という。）との協議が不調に終わった場合、審査委員会において順位付けられた総得点の6割以上の上位の者から順に特定者とします。

5 審査結果の通知及び公表

業務提案書を提出した者には、全応募者の採点結果表を付して特定又は非特定の通知をします。（特定者及び通知の相手方以外の応募者名は表示しません。）

あわせて、採点結果表をホームページで公表します。（特定者以外の応募者名は表示しません。）

6 審査結果に対する問い合わせ

審査結果について不明な点がある場合は、審査結果の公表日の翌日から起算して3日以内（土日を除く。）に書面により問い合わせることができます。問い合わせは、任意の様式に、事業者名、担当者名、連絡先、問い合わせ内容を記載した上で、下記7に掲げる場所あて、電子メールまたはFAXで送付してください。（送信後、受信確認の電話連絡をして下さい。）

問い合わせがあった場合は、必要に応じて審査委員の意見を聴取し、可能な限り速やかに文書で回答します。

7 事務局

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁主棟4階

奈良県総務部税務課税制企画管理係

電 話 0742-27-8363

FAX 0742-26-3674

電子メール zeimu@office.pref.nara.lg.jp